

資料 5

森林法の一部を改正する法律案（概要）について

平成15年3月
林 野 庁

趣旨

林業採算性の一層の悪化等により、適正な森林の管理が行われず、公益的機能が低下した森林が増加している状況や、公共事業長期計画を巡る情勢を踏まえ、森林整備事業と治山事業との一体的な推進を図るため、森林計画制度等の改正を行う。

改正の概要

(1) 森林計画制度の改正

森林の多面的機能の発揮を図るためには、造林、保育等の「森林の整備」だけでなく、森林を山崩れや土砂の流出による災害等から守る「森林の保全」を併せて推進することが重要となっていることから、

全国森林計画等の計画事項に「森林の保全の目標」等を位置付けるとともに（第4条第2項及び第5条関係）、

森林法に位置付けられている公共事業長期計画である「森林整備事業計画」に、「森林の保全」を主たる内容とする治山事業に関する計画を統合して「森林整備保全事業計画」（平成16年度を始期として5年ごとに策定）とし（第4条第5項関係）、

森林整備事業と治山事業の総合的かつ効果的な推進を図る。

(2) 保安林の伐採許可の特例

高齢級の人工林の機能の維持向上を図るためには、複層林施業を推進することが重要になっていることから、複層林施業を行う上で必要となる択伐について、許可制から届出制とし手続を簡素化し、保安林における複層林施業の促進を図る（第34条第1項及び第34条の2第1項関係）。

(3) 施行時期

この法律は、公布の日から3月以内の政令で定める日（森林計画制度の改正については、平成16年4月1日）から施行する。

森林法の一部を改正する法律案の概要

現 状

林業採算性の一層の悪化等により適正な森林の管理が行われ難い状況
人工林の高齢級化に伴い過密化し風雪害等に弱い「もやし状態」の森林が増加
→ 土砂の流出等により水土保持機能が低下
→ 倒木により流木災害のおそれが増大

課 題

造林、間伐等による「森林の整備」だけでなく、土留、治山ダムの設置等により森林を災害等から守る「森林の保全」を併せて実施することが必要
高齢級の人工林の機能の維持向上を図るためには保安林における複層林の造成を促進することが必要

課題に対処するため

改 正 内 容

(1) 森林計画制度の改正

- ・ 全国森林計画等の計画事項に「森林の保全の目標」等を追加
- ・ 公共事業長期計画である森林整備事業計画を拡充して、「森林の保全」を図る治山事業に関する事項を加えた「森林整備保全事業計画」(平成16年度～)を創設
(これに伴い、従来の治山事業計画の根拠法である治山治水緊急措置法を廃止)
→ **森林整備事業と治山事業を総合的かつ効果的に推進**

(2) 保安林の伐採許可の特例

- 複層林施業のための択伐を許可制から届出制とし手続を簡素化
→ **保安林における複層林施業を促進**

↓
森林の多面的機能が適正に発揮